

介護サービス情報の公表制度について

【制度概要】

利用者が事業者やサービスを比較検討し、希望に合ったものを適切に選択できるよう支援することを目的とし、介護事業者からの基本・調査情報の報告と訪問調査の実施により情報を公表する制度。

【平成 23 年度の取扱い】

当県においては、平成 23 年 3 月 10 日付け青高保第 2095 号で青森県健康福祉部長から通知された「平成 23 年度介護サービス情報の公表制度の実施について（通知）」で示されたように、介護サービス事業者の負担軽減を図る観点から、平成 23 年度新規介護サービス事業所（平成 22 年度新規介護サービス事業所で基本情報未報告事業所を含む。）のみ報告対象とし、継続介護サービス事業所は報告及び調査を実施しない経過的運用を実施しています。

【平成 24 年度の取扱い】

介護保険法の改正により訪問調査義務が廃止され、事業所に対する調査事務については、「知事が必要と認めるとき」に実施することとなったため、当県では「希望する事業者」のみ対象となります。

公表情報の報告はこれまでどおり、対象サービスを行っている新規及び継続事業者（介護報酬実績が 100 万円以下は除く）を対象とし、年 1 回必ず報告が必要です。

手数料は、平成 24 年 4 月 1 日より公表手数料 4,000 円、調査手数料 21,000 円（希望事業者のみ）に改正される予定です。

実施方法等については、県が公表計画等を策定して決定し、介護サービス情報公表センターが事業所を対象とした事務説明会を平成 24 年 7 ～ 8 月に実施する予定となっています。

詳細は県の HP「平成 23 年度介護サービス事業者等集団指導」を参照。